

平成20年5月22日

各 位

会社名 東急リバブル株式会社
代表者名 代表取締役社長 袖山 靖雄
(コード番号 8879 東証第1部)
問合せ先 取締役執行役員
経営管理本部長 渡辺 和雄
(TEL. 03-3463-3713)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年5月22日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成20年6月23日開催予定の第38回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の変更

金融商品取引法施行（平成19年9月30日施行）に伴い、同法にかかわる事業目的を明確にするため、変更案第2条（目的）のとおり所要の変更を行うものです。

(2) 会社役員の実任免除

取締役および監査役が期待される役割を十分発揮できるよう当該役員の実任賠償責任を法令の限度において免除することを可能とし、また、社外取締役および社外監査役として有用な人材の招聘を継続的に行えるよう当該社外役員との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、変更案第25条（取締役の実任免除）および第31条（監査役の実任免除）を新設するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 定款変更のための株主総会開催日 平成20年6月23日

以 上

【別 紙】

(下線部は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 本公司は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ～ (4) <条文省略></p> <p>(5) <u>不動産、有価証券、その他金融資産に関する投資顧問業務</u></p> <p>(6) <u>土地およびその定着物の信託に係る信託受益権の販売、媒介、販売代理</u></p> <p>(7) <u>地上権の信託に係る信託受益権の販売、媒介、販売代理</u></p> <p>(8) <u>土地およびその定着物の賃借権の信託に係る信託受益権の販売、媒介、販売代理</u></p> <p>(9) <u>証券仲介業務</u></p> <p>(10) ～ (21) <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>第 2 5 条 ～ 第 2 9 条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>第 3 0 条 ～ 第 3 6 条 <条文省略></p>	<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 本公司は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ～ (4) <現行どおり></p> <p>(5) <u>金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業および投資助言・代理業</u></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>(6) <u>金融商品仲介業務</u></p> <p>(7) ～ (18) <現行どおり></p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第 2 5 条 本公司は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 本公司は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 2 6 条 ～ 第 3 0 条 <現行どおり></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 3 1 条 本公司は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 本公司は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 3 2 条 ～ 第 3 8 条 <現行どおり></p>